

# 金融機関向けIFRS最新情報

2014年5月の動向\_リリース



————— 2014年5月22日 IASB/FASB合同会議 —————

# リース - IASB/FASBは再審議を継続

記：2014年5月23日

---

## 概要

- 2014年5月22日の合同会議において、IASB/FASBは、リース会計基準の改訂に関する再審議を継続
- 両審議会は、以下の点について議論した
  - (1) リースの定義
  - (2) リース及び非リース構成部分の区分
  - (3) 当初直接コスト
- 合同会議における暫定決定の概要は次のとおり

---

## 次のステップ

- 今後の合同会議において、両審議会は、リース・プロジェクトに係る以下の項目について議論を行う予定
  - (1) 転リース
  - (2) セール・アンド・リースバック取引
  - (3) 「少額」資産のリース
  - (4) 表示及び開示
  - (5) コストと便益の関係、経過措置、発効日
  - (6) FASBのみ：レバレッジド・リース、非上場企業及び非営利の論点
  - (7) その他(例：関連当事者間のリース)

# リースの定義

## 概要

- 両審議会は、リースは以下の両方の特徴を有するとして2013年5月EDの決定を暫定的に再確認した
  - 契約の履行が**特定された資産の使用**に依存する
  - 契約が**特定された資産の使用を支配する権利**を一定期間にわたり対価と交換に移転する

### 特定された資産の使用

- 両審議会は、特定された資産が存在するか否かの評価において、いつ貸手の入れ替える権利が実質的とみなされるかに関して、追加の指針を提供することに合意した
- 特に、両審議会は、入れ替える権利が実質的とみなされるためには、貸手は特定された資産を入れ替える「実務上の能力」を有している必要があり、入替えから経済的便益を得なければならないと決定した
- さらに、両審議会は、借手は、入れ替える権利が実質的であると証明することが実務上不可能な場合には、入れ替える権利は実質的でないと推定できることを暫定決定した

### 特定された資産の使用を支配する権利

- 両審議会は、顧客が原資産の使用を支配する権利を有するか否かの評価に関して、追加の指針を提供することに合意した
- 特に、両審議会は、支配の分析は、原資産の使用から得られる経済的便益に影響を与える顧客の権利に焦点を当てるべきことを明確にすることを決定した
- また、両審議会は、どの資産の使用の指図に関する決定が、資産の使用から得られる経済的便益に最も大きな影響を与えるかに関して、より強固なフレームワーク及び設例を提供することを暫定合意した

# リース及び非リース構成部分の区分

## 概要

- 両審議会は、契約に含まれる複数のリース構成部分を他の構成部分と結合又は区分すべき場合に関する2013年5月EDの指針を暫定的に再確認した。
  
- また、両審議会は、借手及び貸手の両方について、以下を再確認した。
  - 契約に含まれるリース構成部分と非リース構成部分(例えば、サービスの提供)とを区分すること
  - 取引価格合計を各構成部分へ配分すること
  
- 貸手は、今後公表される収益認識の会計基準の指針にしたがって配分を行う
  
- 借手は、単独価格(観察可能な単独価格又は、その価格が観察可能でない場合には単独価格の見積額を使用する)の比率に基づいて、配分を行う  
ただし、借手は、以下の選択が認められる(アジェンダ・ペーパー3B/283参照)
  - 原資産の種類毎に会計方針としてリース構成部分を非リース構成部分と区分しない
  - 代わりに契約全体を単一のリース構成部分として会計処理する
  
- さらに、両審議会は、借手と貸手の両方に、「契約条件が変更され、その条件変更を別個の新たな契約としない場合には、契約の対価の再配分」を要求することを決定した(条件変更が新たな契約となるか否かを決定するための評価は、両審議会のリースの条件変更に関する2014年4月の暫定決定に基づく)
  
- また、借手は、リース期間又は購入オプションが行使される可能性の変化の見直しによっても、契約の対価の再配分が要求される

# 当初直接コスト

## 概要

- 両審議会は、借手及び貸手の両方について、当初直接コストの定義には、契約のための増分コストであり、リースが獲得されなかった場合には企業が負担しなかったであろうコストのみを含めることを暫定決定した
  - この定義は、間もなく公表される収益認識会計基準における増分コストの概念と整合している
  - この定義のもとでは、リースを獲得するためのコミッションや現行のテナントへの支払いは当初直接コストとみなされる
  - 対照的に、配賦された内部コストやリース契約の交渉や契約のためのコスト(例えば、法務及び税務の助言に対する支払いのような専門家への報酬)はこの定義からは除外される
  
- さらに、両審議会は、借手は使用权資産の当初測定に、すべての当初直接コストを含めることを暫定合意した
  
- タイプAのリースについては、貸手は、
  - 販売益を認識することとなる契約を除いて、リース債権の当初測定にすべての当初直接コストを含める
  - 販売益を認識することとなる契約の締結については、当初直接コストをリース開始時の費用として認識する
  
- タイプBのリースについては、貸手は、当初直接コストを繰り延べ、それらをリース期間にわたる費用として償却する

# Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,300名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト([www.tohatsu.com](http://www.tohatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohatsu.com/deloitte/](http://www.tohatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited